

亀山市告示第59号

亀山市組織・機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市組織・機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀山市開発行為審査要綱の一部改正)

第1条 亀山市開発行為審査要綱(平成17年亀山市告示第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公共施設等の協議) 第4条 事業者は、第3条第1項の開発行為計画書及び同条第3項の開発行為変更計画書(以下「開発行為計画書等」という。)に基づき、関連する公共施設及び公益施設(以下「公共施設等」という。)の整備、管理方法、費用の負担その他の必要な事項について、公共施設等の管理者(以下「管理者」という。)及び開発行為、文化財、通学路若しくは生物の多様性を所管する課(第3項において「開発行為等を所管する課」という。)と協議しなければならない。 2 [略]	(公共施設等の協議) 第4条 事業者は、第3条第1項の開発行為計画書及び同条第3項の開発行為変更計画書(以下「開発行為計画書等」という。)に基づき、関連する公共施設及び公益施設(以下「公共施設等」という。)の整備、管理方法、費用の負担その他の必要な事項について、公共施設等の管理者(以下「管理者」という。)及び開発行為、文化財、通学路若しくは生物の多様性を所管する課又は室(以下「開発行為等を所管する課等」という。)と協議しなければならない。 2 [略]

3 前条第1項ただし書の規定により開発行為計画書の提出を省略したときは、前2項の規定は、適用しない。この場合において、管理者及び開発行為等を所管する課は、開発行為に対する意見を述べることができる。	3 前条第1項ただし書の規定により開発行為計画書の提出を省略したときは、前2項の規定は、適用しない。この場合において、管理者及び開発行為等を所管する課等は、開発行為に対する意見を述べることができる。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市高齢者福祉推進協議会要綱の一部改正)

第2条 亀山市高齢者福祉推進協議会要綱（平成26年亀山市告示第166号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>健康推進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>地域福祉課</u> において処理する。

(亀山市支援会議設置要綱の一部改正)

第3条 亀山市支援会議設置要綱（令和2年亀山市告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係） 亀山市健康福祉部 <u>健康推進課長</u> [略]	別表第2（第3条関係） 亀山市健康福祉部 <u>健康政策課長</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部改正)

第4条 亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱（令和2年亀山市告示第65号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
亀山市健康福祉部 <u>健康推進課長</u>	亀山市健康福祉部 <u>健康政策課長</u>
[略]	[略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

（かめやま健康都市大学運営要綱の一部改正）

第5条 かめやま健康都市大学運営要綱（令和5年亀山市告示第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（庶務）	（庶務）
第6条 健康都市大学の運営に関する庶務は、 <u>健康推進課</u> において処理する。	第6条 健康都市大学の運営に関する庶務は、 <u>健康政策課</u> において処理する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。